

|           |  |       |       |
|-----------|--|-------|-------|
| 講義名       | 民法B  |       |       |
| 科目区分      | 学部フリーゾーン   |       |       |
| 担当教員      | 八木 雅史  |       |       |
| 開講期・曜日・時限 | 前期 金曜日 2時限   |       |       |
|           | 2018年度 人間社会学部 人間健康学科 / 2018年度 人間社会学部 観光学科 / 2018年度 人間社会学部 人間社会学科 / 2018年度 経済学部 経済情報学科 / 2018年度 経済学部 経済学科 / 2018年度 商学部 マーケティング学科 / 2018年度 商学部 経営学科 / 2017年度 人間社会学部 人間健康学科 / 2017年度 人間社会学部 観光学科 / 2017年度 人間社会学部 人間社会学科 / 2017年度 経済学部 経済情報学科 / 2017年度 経済学部 経済学科 / |       |       |
| 履修開始年次    | 2年生  | 単位数   | 2     |
|           |  | 講義コード | 52058 |

## 主題と概要

他者との「約束は守られるはずだ」と私たちは期待する。が、かかる期待はおかしいか？取引の世界では約束が守られる「結果」としてはじめて私達が必要とする他人の労務（サービス）や財貨が現実自分のものとなる。それゆえお互い相手の約束が信用でき、たとえ裏切られた場合でもその期待が何らかの方法で保証されると知ることにより安心して取引に参加することができるはずである。またこのように全ての人が安心して取引できることが国全体の経済発展の必須の基盤でもある。

取引の安全を図ることが私たちの幸福につながると考える民法は「約束は守らねばならない」と定める。すなわちこれが契約法である。その本質を知ることにはひとから信頼される社会人であるために、また有能な経済人となるためにも当然に必要なことであろう。本授業の到達目標でもある。

## 到達目標

社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を修得し、他人との間でのトラブルの予防および適切な解決を図る能力を身につける。

## 提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を授業中に課することになる。単なる耳学問にしないためにもがんばって自分の頭で考える練習をしていただきたい。

## 評価の基準

提出したレポートの採点結果（レポートの回数×15点）と期末試験の成績を合計して評価する。なお出席が不十分な場合には単位が認められないので注意すること。

## 履修にあたっての注意・助言他

本来民法（財産編）は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Aの履修することを期待する。  
 授業開始の前に次の事案で頭のトレーニングを。  
 「AはBが所有する家屋を購入する契約を結んだが、引渡までの間にBのいいかげんな管理のせいで当該家屋がひどくいたんでしまった。AはBに対してどのようなことを要求できるか。」  
 「AはBから高価な腕時計を買ったが先に代金を支払えと言ってなかなか時計を引渡してくれない。Aはどうすればよいか。」

## 教科書

・民法入門 生田敏康・畑中久彌・道山治 法律文化社  
 延・袁翰靖博・柳景子

## プリント資料及び参考文献

・毎回授業開始時に授業内容のレジュメを配布し、レジュメに沿って授業を行う。

<参考文献>

「民法2（債権法）」我妻・有泉著 一粒社  
 「契約法」中田裕康 有斐閣  
 「新基本民法 4 債権編」大村敦志 有斐閣  
 「新基本民法 5 契約編」大村敦志 有斐閣

## 授業計画

- 1 契約法が必要なわけ  
（『契約自由の原則』の意味）
- 2 契約法が必要なわけ  
（約定債務と法定債務）
- 3 契約が成立するのはいつ？  
（申込みと承諾）
- 4 契約当事者に要求される信義誠実な態度
- 5 債務（債権）には種類があるということ
- 6 債権者になることの意味  
（請求力、給付保持力、訴求力）
- 7 債権者になることの意味  
（強制履行力）
- 8 債権者になることの意味  
（責任追及力）
- 9 契約当事者は公平ということ  
（双務契約における債務間の牽連性）
- 10 弁済  
（「弁済」とは債務から解放されること）
- 11 弁済  
（売主には「担保責任」があるということ）
- 12 相殺と債権譲渡  
（債権の回収方法あれこれ）
- 13 約束を破ればどうなるの  
（債務不履行責任としての損害賠償と解除）
- 14 契約の終了  
（円満な終了と不意な終了（「解除」））
- 15 債権の担保制度（人的担保と物的担保）  
（弱い債権を強くするために）

## 予習・復習

シラバスの授業計画に沿って授業は進んでいくのであらかじめ参考書等を読んで問題意識を持って授業に臨むこと。また授業後は授業で配布するレジュメを参考に授業内容を反芻すること。

## 備考